

## 社会教育主事・社会教育士の資格取得

2020年以降、本学の社会教育主事養成コースを修了した人は社会教育主事資格を取得できるとともに社会教育士（養成課程）の称号が付与されます。社会教育士（養成課程）は修了と同時に称することができますが、社会教育主事資格を取得するためには以下の条件が必要になります。

社会教育主事資格を取得するには、社会教育法に定める基礎資格（学歴）を有し、かつ、社会教育主事講習等規程と本学の履修規定に基づく科目単位を修得した後、次にあげる期間を通算した期間が1年以上になることが必要です。

- ・社会教育主事補の職にあった期間。
- ・官公署または社会教育関係団体における社会教育に関する職で文部科学大臣の指定するものにあった期間。
- ・官公署または社会教育関係団体が実施する社会教育に関する事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識または技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（前2項に掲げる期間に該当する期間を除く）。

### ■基礎資格（学歴）

大学または短期大学を卒業していること、もしくは大学に2年以上在学して、62単位以上を修得していることが基礎資格になります。

### 基礎資格に必要となる科目単位

高等学校および中等教育学校卒業者・高等専門学校卒業者・外国の大学および短期大学卒業者・大学および短期大学退学者は、本学を卒業するコースで履修することになりますが、2年以上在学資格としての科目単位を修得することで基礎資格が充足できます。

### ■社会教育主事養成課程に定める科目および本学での開講科目と単位

社会教育主事の養成に係る 社会教育に関する科目	本学で開設する科目	単位
生涯学習概論	生涯学習概論	2
	生涯学習と生涯教育	2
生涯学習支援論	生涯学習支援論A	2
	生涯学習支援論B	ス2
社会教育経営論	社会教育経営論A	2
	社会教育経営論B	2
社会教育特講	環境教育	2
	教育原理	2
	ボランティア概論	2
	異文化理解と教育	2
	健康スポーツ理論	2
	コミュニケーション論	2
	図書館概論	2
	博物館概論	2
社会教育実習	※社会教育実習	ス2
社会教育演習、社会教育実習又は社会教育課題研究のうち1以上の科目	社会教育課題研究	ス2
資格取得に必要な科目		24

※社会教育実習は本学での事前・事後指導の他に社会教育施設での実習が必要になります。実習はご自身で自己開拓していただきます。



「2年以上在学資格」に  
必要な科目単位  
p. 37～38 参照

## ■社会教育主事資格に係る証書および証明書について

職務経験「社会教育主事資格の取得」を必要とする社会教育主事資格については、資格証書はありませんが上記の基礎資格および必要単位を充足することで、希望者には大学より、社会教育士（養成課程）証書を発行します。条件が充足された時点で資格を有しているとみなされるため、申請は任意です。発行の時期は2回です。

前期入学生は入学翌年の4月以降、後期入学生は入学翌年の10月以降となります。証書申請の手続きなどの詳細は「Web TAMA」のカテゴリ「学籍・証明関連」または「玉川通信」3月号および9月号に掲載します。

社会教育主事の養成に係る社会教育に関する科目の単位修得証明書を隨時発行します。

請求方法は「各種証明書の請求」を確認してください。

## ■学芸員資格の取得

学芸員資格を取得するには、博物館法に定める基礎資格（学歴）を有し、かつ、博物館法施行規則と本学の履修規定に基づく科目単位の修得が必要です。

### ■基礎資格（学歴）

学士の学位を有すること（大学卒業者）が基礎資格になります。

#### 基礎資格に必要となる科目単位

高等学校および中等教育学校卒業者・短期大学卒業者・高等専門学校卒業者・外国の大学卒業者・大学および短期大学退学者は、本学を卒業することが必要になりますので、「大学を卒業するには」の科目単位を参照してください。

### ■博物館法施行規則に定める科目および本学での開講科目と単位

	博物館法施行規則に定める科目	本学での開講科目	単位	履修単位		
必修科目	生涯学習概論	生涯学習概論	2	必修19単位		
	博物館概論	博物館概論	2			
	博物館経営論	博物館経営論	2			
	博物館資料論	博物館資料論	2			
	博物館資料保存論	博物館資料保存論	2			
	博物館展示論	博物館展示論	2			
	博物館情報・メディア論	博物館情報・メディア論	2			
	博物館教育論	博物館教育論	2			
	博物館実習	博物館実習	3			
選択科目			選択6単位			
合計単位		25				

### ■学芸員資格証書および証明書について

上記の基礎資格および必要単位を充足することで、希望者には大学より学芸員資格証書を発行します。条件が充足された時点で資格を有しているとみなされるため、申請は任意です。発行の時期は年2回です（前期入学の学生は入学翌年の4月以降、後期入学の学生は入学翌年の10月以降となります）。証書申請の手続きなどの詳細は、「Web TAMA」のカテゴリ「学籍・証明関連」または「玉川通信」3月号および9月号に掲載します。

なお、要件を充足していれば、学芸員資格証明書を随时発行します。請求方法は「各種証明書の請求」を確認してください。

※学芸員資格証書と学芸員資格証明書に資格取得日の記載はありません。資格取得日は最終修得科目の試験日です。



大学を卒業するには  
p. 33～35 参照



各種証明書の請求  
p. 158～163 参照